

○久留米大学医学部附属病院長等候補者選考委員会要項

〔平成31年1月25日〕
〔理事会決定〕

(設置及び目的)

第1条 この要項は、久留米大学医学部附属病院長等選考内規第4条に基づき、久留米大学医学部附属病院長及び同医療センター病院長（以下「病院長等」という。）の選考を適正かつ円滑に実施することを目的として、久留米大学医学部附属病院長等候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する理事 1名
 - (2) 学長
 - (3) 医学部長
 - (4) 看護部長（医学部附属病院、医学部附属医療センター）
 - (5) 事務局長
 - (6) 理事長が委嘱する学外の有識者 2名
 - (7) その他理事長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第6号の委員については、学校法人久留米大学（以下「本法人」という。）と特別の関係がある者以外から委嘱する。
- 3 前項における特別の関係がある者とは、過去10年以内に本法人と雇用関係にある者又は過去3年間において、一定額を超える額の寄付金、契約金等を本法人から受領している者若しくは過去3年間において、一定額を超える額の寄付を本法人に対して行っている者をいう。
- 4 第1項の委員が病院長等候補者（以下「候補者」という。）となった場合は、速やかに委員を辞するものとする。
- 5 委員の任期は、次期病院長等が就任する前日までとする。

(運営)

第3条 委員会の委員長は、前条第1項第1号に規定する者をもって充て、副委員長は委員長が指名した者とする。

- 2 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(職務)

第4条 委員会は、次の職務を担当する。

- (1) 候補者の選考に関する情報の公開を行うこと。
- (2) 候補者の資質・能力に係る基準の策定を行うこと。
- (3) 候補者の資格確認を行うこと。

(4) 候補者の選考を行うこと。

(公表)

第5条 委員長は、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく公表するものとする。

(1) 委員会を設置したときの委員名簿及び選定理由

(2) 候補者の資質・能力に関する基準

(3) 次期病院長等が決定したときの氏名、選考結果及び選考理由

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、医学部事務部において行う。

附 則 (31. 1. 25)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。